

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20170529 電 委 第 1 号
平成 2 9 年 5 月 2 9 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について

平成28年1月に制定し、同年7月に改定を行った「電力の小売営業に関する指針」（以下「本指針」といいます。）については、非化石価値取引市場が導入される予定であることに伴い、非化石証書の購入による環境表示価値等の表示に関する具体的な規定を本指針に追加する必要があること、「ガスの小売営業に関する指針」（平成29年1月制定）の制定の際の議論を踏まえ、本指針についても電気の需要家の保護のさらなる充実等を図る必要があること等から、その内容について見直しを行う必要があります。

については、本指針に関し、別添の新旧対照表のとおり改定を行うことについて、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表

改定後	現 行
<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本指針を遵守すべき事業者</p> <p>本指針を遵守すべき主たる関係事業者は、小売電気事業者及びその媒介・取次・代理業者である¹。なお、登録特定送配電事業者及びその媒介・取次・代理業者については、本指針では記載していないが、その小売供給及びその小売供給に関する契約の締結の媒介等に関しては、本指針を同様に遵守することが求められる。</p> <p>(注1) ただし、後述の4(2)及び5には、一般送配電事業者が遵守すべきルールを記載している。</p> <p>(3) 本指針で用いる用語の定義</p> <p>以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本指針：電力の小売営業に関する指針 ・ <u>施行規則：電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）</u> ・ 媒介等：媒介、取次ぎ又は代理² <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金その他の供給条件：小売供給に係る料金（当該料金額の算出方法を含む）、料金の支払方法、供給電圧その他の電気事業法第2条の13第1項に基づき小売電気事業者等による説明が必要とされる小売供給に係る供給条件 ・ <u>違約金等：需要家からの申出による小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の需要家の負担となるもの³</u> <p>(略)</p>	<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本指針を遵守すべき事業者</p> <p>本指針を遵守すべき主たる関係事業者は、小売電気事業者及びその媒介・取次・代理業者である¹。なお、登録特定送配電事業者及びその媒介・取次・代理業者については、本指針では記載していないが、その小売供給及びその小売供給に関する契約の締結の媒介等に関しては、本指針を同様に遵守することが求められる。</p> <p>(注1) ただし、後述の4(2)及び5(1)・(2)には、一般送配電事業者が遵守すべきルールを記載している。</p> <p>(3) 本指針で用いる用語の定義</p> <p>以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本指針：電力の小売営業に関する指針 (新設) ・ 媒介等：媒介、取次ぎ又は代理² <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金その他の供給条件：小売供給に係る料金（当該料金額の算出方法を含む）、料金の支払方法、供給電圧その他の電気事業法第2条の13第1項に基づき小売電気事業者等による説明が必要とされる小売供給に係る供給条件 (新設) <p>(略)</p>

改定後	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善勧告：電気事業法第66条の12第1項に基づく電力・ガス取引監視等委員会の電気事業者に対する勧告 (略) (削る) (略) ・スイッチング：<u>需要家が自らに対して小売供給を行う小売電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えること</u> (注2) 小売供給契約の締結の媒介・取次ぎ・代理のそれぞれの内容については後述の2(2)を参照されたい。また、高圧一括受電及び需要家代理モデルについては、後述の1(2)イiv)及び2(3)を参照されたい。 <u>(注3) 当該小売供給契約の変更又は解約に伴い、電気用品のリース契約等、別個の契約に係る違約金・精算金その他の需要家の負担となるものがある場合には、当該負担を含む。</u> (以下、注釈番号が変更される。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善勧告：電気事業法第66条の11第1項に基づく電力・ガス取引監視等委員会の電気事業者に対する勧告 (略) ・<u>施行規則：電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）</u> (略) ・スイッチング：自らに対して小売供給を行う小売電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えること (注2) 小売供給契約の締結の媒介・取次ぎ・代理のそれぞれの内容については後述の2(2)を参照されたい。また、高圧一括受電及び需要家代理モデルについては、後述の1(2)イiii)及び2(3)を参照されたい。 (新設)
<p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>(削る)</p>	<p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア 望ましい行為</p> <p> i) 標準メニューの公表</p> <p> <u>小売電気事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、低圧需要家向けの定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは望ましい。これにより、需要家が料金水準の適切性を判断しやすくなることが期待される。</u></p> <p> <u>なお、需要家の需要形態等に応じて様々なメニューが設定されることが想定されるため、標準メニューは各小売電気事業者に1つと限られるもの</u></p>

改定後	現 行
<p data-bbox="159 1369 412 1401">ア 問題となる行為</p>	<p data-bbox="1229 165 2058 387"> <u>ではない。できる限り、需要家に分かりやすいメニューを作成するとともに、定型化された契約条件の下で広く需要家に提供されているメニューは公表されることが望ましい。標準メニューを公表した場合でも、期間限定の割引料金を適用するなど、公表されているメニュー以外の供給条件による販売を行うことも許容される。</u> </p> <p data-bbox="1173 456 1565 483"> <u>ii) 平均的な月額料金例の公表</u> </p> <p data-bbox="1229 552 2058 676"> <u>小売電気事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、低圧需要家向けに平均的な電力使用量における月額料金例を公表することは、需要家が料金水準の適切性を判断することに資するため望ましい。</u> </p> <p data-bbox="1173 745 2022 772"> <u>iii) 価格比較サイト等における小売電気事業者等以外の者による情報提供</u> </p> <p data-bbox="1229 841 2058 1062"> <u>小売供給に関する情報を扱う価格比較サイトなどで、小売電気事業者等以外の第三者によって虚偽又は需要家の誤解を招くなど問題になり得る小売電気事業者に係る情報提供が行われていることを当該小売電気事業者が把握した場合には、当該小売電気事業者は、速やかに当該情報の訂正を働きかけることが需要家の混乱や誤解を防止する観点から望ましい。</u> </p> <p data-bbox="1229 1083 2058 1305"> <u>ただし、当該小売電気事業者が、自らの広告媒体として用いている価格比較サイトなど小売供給に関する情報提供を行う媒体において、上記のような虚偽又は需要家の誤解を招く情報提供を把握したにもかかわらず、その状態を長期間にわたり不当に放置し、働きかけを行わない場合には、電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</u> </p> <p data-bbox="1137 1369 1391 1401"> <u>イ 問題となる行為</u> </p>

改定後	現行
<p>(略)</p> <p>イ <u>望ましい行為</u></p> <p>i) <u>標準メニューの公表</u></p> <p><u>小売電気事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、低圧需要家向けの定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは望ましい。これにより、需要家が料金水準の適切性を判断しやすくなることが期待される。</u></p> <p><u>なお、需要家の需要形態等に応じて様々なメニューが設定されることが想定されるため、標準メニューは各小売電気事業者に1つと限られるものではない。できる限り、需要家に分かりやすいメニューを作成するとともに、定型化された契約条件の下で広く需要家に提供されているメニューは公表されることが望ましい。標準メニューを公表した場合でも、期間限定の割引料金を適用するなど、公表されているメニュー以外の供給条件による販売を行うことも許容される。</u></p> <p>ii) <u>平均的な月額料金例の公表</u></p> <p><u>小売電気事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、低圧需要家向けに平均的な電力使用量における月額料金例を公表することは、需要家が料金水準の適切性を判断することに資するため望ましい。</u></p> <p>iii) <u>価格比較サイト等における小売電気事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正等</u></p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>

改定後	現行
<p><u>小売供給に関する情報を扱う価格比較サイトなどで、小売電気事業者等以外の第三者によって虚偽又は需要家の誤解を招くなど問題になり得る小売電気事業者に係る情報提供が行われていることを当該小売電気事業者が把握した場合には、当該小売電気事業者は、速やかに当該情報の訂正を働きかけることが需要家の混乱や誤解を防止する観点から望ましい。</u></p> <p><u>ただし、当該小売電気事業者が、自らの広告媒体として用いている価格比較サイトなど小売供給に関する情報提供を行う媒体において、上記のような虚偽又は需要家の誤解を招く情報提供を把握したにもかかわらず、その状態を長期間にわたり不当に放置し、働きかけを行わない場合には、電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</u></p> <p>iv) <u>電気料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記</u></p> <p><u>小売全面自由化後、小売電気事業者が締結する個別の小売供給契約において、小売電気事業者が一般送配電事業者に対して託送供給等約款に基づき支払った電気計器及び工事に関する費用負担を当該小売供給に係る料金に含めて回収することが考えられる⁴。</u></p> <p><u>このような場合、小売電気事業者は、電気料金の透明性の確保の観点から、需要家への請求書、領収書等に当該工事費等の相当額を記載することが望ましい。</u></p> <p><u>(注4) このような小売供給契約を締結しようとする際に小売電気事業者が供給条件として説明すべき事項については、後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】の1(3)アを参照されたい(特に施行規則第3条の12第1項第8号及び第14号に関する箇所)。</u></p>	

改 定 後	現 行
<p>v) <u>業務改善命令を受けた事実の公表</u></p> <p><u>小売電気事業者が経済産業大臣からの業務改善命令（電気事業法第2条の17）を受けた場合、当該事実を需要家が把握できるようにすることが需要家保護の観点から適当であることから、小売電気事業者自身がその事実を公表することが望ましい。</u></p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) <u>需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明</u></p> <p><u>後述の5(1)iii)及び5(2)のとおり、小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合や小売電気事業者から解除した場合などにおいて、需要家は無契約状態となり供給が停止されるおそれがあるが、そのことを事前及び事後に需要家が知る機会を確保することが重要である。</u></p> <p><u>そこで、小売電気事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするとき及び需要家から小売供給契約についてクーリング・オフの通知を受けたときは、「小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合や小売電気事業者から解除された場合などには、需要家が無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあること、そのため、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む必要があるこ</u></p>	<p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p>i) (略)</p> <p>(新設)</p>

改定後	現行
<p>と」を需要家に対して説明することが望ましい。</p> <p>また、クーリング・オフや小売電気事業者からの契約解除などにより無契約状態で電気を使用している需要家から申込みを受けたことを認識した小売電気事業者等は、当該無契約状態で電気の使用⁶を解消するため、「無契約状態で電気の使用を解消するためには、クーリング・オフ行使日や小売供給契約の解除日等、無契約状態で電気の使用を開始した日から小売供給契約締結日までの期間について、自己との小売供給契約の効力を遡らせるか、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を受けたとするかのどちらかを選択する必要がある」旨を需要家に対して説明することその他必要に応じて適切な情報提供をすることが望ましい。</p> <p>なお、小売電気事業者が、需要家が無契約状態で電気を使用している事実を知りつつ、需要家が実際の電気の使用開始日を偽ることを助長するような行為を行うことが問題となることは前述の1（2）イ i）と同様である。</p> <p><u>（注6）クーリング・オフ後の電気の使用のほか、小売供給契約が解除されたものの、（通常であれば一般送配電事業者により供給停止がされるはずのところ事実上それがされなかったために）需要家が他の小売電気事業者と小売供給契約を締結する等せずに電気の供給を受けている場合などが考えられる。</u></p> <p>iii) スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明</p> <p>需要家がスイッチングをする場合、切替え前の小売電気事業者との間の小売供給契約（以下「旧小売供給契約」という。）の解除が必要となり、また当該解除に伴い<u>違約金等</u>が発生することがあり得るが、需要家がこれらを認識しないままスイッチングをしてしまう事態が想定される。このた</p>	<p>ii) スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明</p> <p>需要家がスイッチングをする場合、切替え前の小売電気事業者との間の小売供給契約（以下「旧小売供給契約」という。）の解除が必要となり、また当該解除に伴い<u>違約金その他の負担</u>（以下「<u>違約金等</u>」という。）が発生することがあり得るが、需要家がこれらを認識しないままスイッチン</p>

改定後	現行
<p>め、切替え後の小売電気事業者は、当該需要家に対し、供給条件の説明の際、旧小売供給契約の解除が必要となること及び当該解除の条件によっては、解除により違約金等の発生等の需要家の負担が生じる可能性があることを説明することが望ましい。これにより、需要家が旧小売供給契約の解除の必要性及び解除に伴う負担についても十分認識した上でスイッチングをするかどうかを判断できるようになることが期待される。</p> <p><u>また、オール電化等の選択により他のエネルギーから電力へエネルギー源を切替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性がある。こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先の小売電気事業者が需要家に対して、上記同様の説明に加え、切替え前の事業者との間の他のエネルギーの供給契約上の解除の条件によっては、一定期間前に当該切替え前の事業者に対して解除を通知する必要がある旨を説明することが望ましい。</u></p> <p>iv) 高圧一括受電や需要家代理モデルにおける説明等 (略)</p> <p>v) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等 (略)</p> <p>(3) 電源構成等の適切な開示の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例</p>	<p>グをしてしまう事態が想定される。このため、切替え後の小売電気事業者は、当該需要家に対し、供給条件の説明の際、旧小売供給契約の解除が必要となること及び当該解除の条件によっては、解除により違約金等の発生等の需要家の負担が生じる可能性があることを説明することが望ましい。これにより、需要家が旧小売供給契約の解除の必要性及び解除に伴う負担についても十分認識した上でスイッチングをするかどうかを判断できるようになることが期待される。</p> <p>(新設)</p> <p>iii) 高圧一括受電や需要家代理モデルにおける説明等 (略)</p> <p>iv) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等 (略)</p> <p>(3) 電源構成等の適切な開示の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例</p>

改定後

- i) (略)
- ii) 算定や開示を行う場合の具体例

後述の1(3)イiii)及び1(3)ウで述べる、電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、電源構成を算定し、開示する場合の具体例を以下に示す。



- iii) (略)
- ウ 問題となる行為

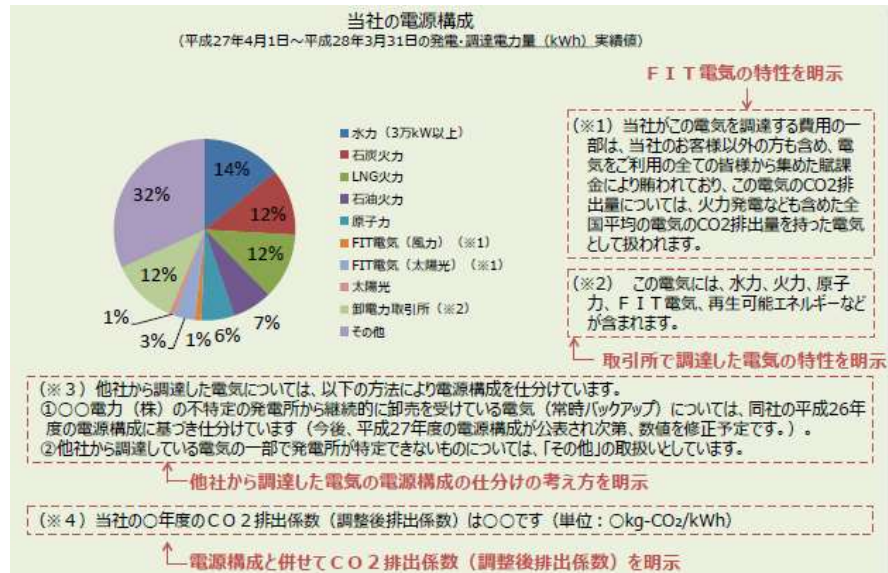
(略)

小売電気事業者によっては、電源構成等を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、電源構成等を小売供給の特性とするメニューを提供する事業者も現

現行

- i) (略)
- ii) 算定や開示を行う場合の具体例

後述の1(3)イiii)及び1(3)ウで述べる、電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、電源構成を算定し、開示する場合の具体例を以下に示す。



- iii) (略)
- ウ 問題となる行為

(略)

小売電気事業者によっては、電源構成等を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、電源構成等を小売供給の特性とするメニューを提供する事業者も現

改定後	現行
<p>れるものと考えられる。こうした差異があることを踏まえ、以下、i) 一般的に問題となるもの（電源構成等を小売供給の特性としないものの電源構成等の情報を開示する場合を含む。）、ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、iii) F I T電気²を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの、iv) <u>非化石証書を購入した場合においてのみ問題となるもの</u>、v) 「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるものの別に規定している。</p> <p>(略)</p> <p>(注8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気（小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について再エネ特措法第28条第1項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。再エネ特措法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) F I T電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している小売電気事業者が、再エネ特措法第28条第1項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている¹⁶。この点を踏まえると、小売電気事業者がF I T電気を販売する際には、当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法により説明をする必要がある（施行規則第3条の12第2項）。</p> <p>(略)</p>	<p>るものと考えられる。こうした差異があることを踏まえ、以下、i) 一般的に問題となるもの（電源構成等を小売供給の特性としないものの電源構成等の情報を開示する場合を含む。）、ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、iii) F I T電気²を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの、iv) 「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるものの別に規定している。</p> <p>(略)</p> <p>(注5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気（小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について再エネ特措法第8条第1項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。再エネ特措法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) F I T電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している小売電気事業者が、再エネ特措法第8条第1項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている¹⁷。この点を踏まえると、小売電気事業者がF I T電気を販売する際には、当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法により説明をする必要がある（施行規則第3条の12第2項）。</p> <p>(略)</p>

改 定 後	現 行
<p>iv) <u>非化石証書を購入した場合においてのみ問題となるもの</u></p> <p><u>小売電気事業者が非化石証書¹⁶を購入した場合に、小売電気事業者等が当該証書に基づき需要家へ訴求をする際に留意すべき事項は以下のとおりである。</u></p> <p><u>平成29年度開始の非化石価値取引市場について、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること（前述の序（3）参照）等から、非化石証書を購入したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入したことを理由として「再生可能エネルギー電気を100%発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。</u></p> <p><u>ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求することや、非化石証書を購入した小売電気事業者が「非化石証書の購入により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該事業者が同証書の購入により環境価値の移転を受けていることから、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない。</u></p> <p><u>（注16）再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書。</u></p> <p><u>再生可能エネルギー由来の非化石証書については「再生可能エネ</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 後	現 行
<p><u>ルギー指定」の非化石証書として販売することが可能である。再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の持つ環境価値としては、①非化石価値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容されている価値）のほか、②CO2ゼロエミッション価値（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）上の二酸化炭素排出係数が0kg-CO2/kWhであることの価値）や③環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対し当該電気の環境価値を表示・主張する権利）が主なものとして挙げられている。詳細については、経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会「中間取りまとめ」（平成29年2月）参照。</u></p> <p>v) 「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>ア (略)</p>	<p>iv) 「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>ア (略)</p>

改定後	現 行
<p>イ 望ましい行為</p> <p>(略)</p> <p>なお、需要家が転居をする場合、短期間での託送供給契約の解除・変更を理由として、託送供給契約に基づき小売電気事業者に請求された料金及び工事費の精算金（託送供給契約を締結していない旧一般電気事業者の契約においては、これに相当する費用）が発生する場合や小売供給契約の解除に伴い電気用品のリース債務残額の支払義務が発生する場合には、合理的な範囲で当該費用相当額を小売電気事業者が需要家に請求することは妨げられない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続</p> <p>i)・ii) (略)</p> <p>iii) 需要家からのクーリング・オフについて適切な対応を怠ること</p> <p>(略)</p> <p>② 供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること <u>（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当）</u></p> <p>(略)</p>	<p>イ 望ましい行為</p> <p>(略)</p> <p>なお、需要家が転居をする場合、短期間での託送供給契約の解除・変更を理由として、託送供給契約に基づき小売電気事業者に請求された料金及び工事費の精算金（託送供給契約を締結していない旧一般電気事業者の契約においては、これに相当する費用）があるときには、当該費用相当額を小売電気事業者が需要家に請求することは妨げられない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続</p> <p>i)・ii) (略)</p> <p>iii) 需要家からのクーリング・オフについて適切な対応を怠ること</p> <p>(略)</p> <p>② 供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること</p> <p>(略)</p>

改定後	現 行
<p>(2) 小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続</p> <p>小売電気事業者が、需要家の料金未払や小売電気事業者の倒産等¹²を理由に小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。ただし、需要家が小売電気事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに小売供給契約を解除したとしても問題とならない。</p> <p>(略)</p> <p>② 解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当）。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 一般送配電事業者による託送供給契約の解除時の手続</p> <p>小売電気事業者が事実上事業継続が困難になった等の場合に、一般送配電事業者が小売電気事業者による託送料金の未払等を理由に託送供給契約を解除する事態も想定される。このような場合、小売電気事業者と需要家との間の小売供給契約の解除の有無にかかわらず、一般送配電事業者により当該需要家に対する電気の供給が停止されるおそれがあるため、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。</p> <p>したがって、一般送配電事業者が、小売電気事業者の上記のような事由を理由に託送供給契約を解除する場合については、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p>① 託送供給契約の解除を理由に電気の供給を停止する1月程度前及び5日程度前までの各々の時期に、需要家に対して供給停止日を明示して、</p>	<p>(2) 小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続</p> <p>小売電気事業者が、需要家の料金未払や小売電気事業者の倒産等を理由に小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。ただし、需要家が小売電気事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに小売供給契約を解除したとしても問題とならない。</p> <p>(略)</p> <p>② 解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

改 定 後	現 行
<p>託送供給契約の解除により電気の供給を停止する旨の予告通知を行うこと。</p> <p>② 上記①の通知の際に、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当）。</p> <p>なお、供給停止に当たって、一般送配電事業者が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1アンペアブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を、最終保障供給約款（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給約款）に基づく契約を締結した上で行うことは前提となる。</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>(略)</p> <p>・電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項（第8号）</p> <p><u>(※) 具体的には、電気計器その他の用品に関する需要家の費用負担や、電線や引込線等の設備の工事に伴う需要家の費用負担が生じるのか否か（当該費用負担が小売供給に係る料金に含まれる場合にはその旨を明示することを含む。）及び当該費用負担の算定方法などが考えられる。</u></p>	<p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>(略)</p> <p>・電気計器その他の用品、配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項（第8号）</p> <p>(新設)</p>

改 定 後	現 行
<p>(略)</p> <p>・小売供給に係る料金及び第7号から第9号までに掲げるものの支払方法(第14号)</p> <p><u>(※) 具体的には、料金の支払方法(口座振替、クレジットカード、払込み等)のほか、第8号の電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用負担に関する精算方法(一括前払いなのか、複数回での分割払いなのか等)が考えられる。</u></p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合 (略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次に述べる軽微な変更をする場合を除く。)には、小売電気事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる(施行規則第3条の12第4項)。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。</p> <p><u>なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識しやすい方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字(日本工業規格Z8305に規定する8ポイント未満の文字)で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。</u></p> <p>iii) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・小売供給に係る料金及び第7号から第9号までに掲げるものの支払方法(第14号)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合 (略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次に述べる軽微な変更をする場合を除く。)には、小売電気事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる(施行規則第3条の12第4項)。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。</p> <p>(新設)</p> <p>iii) (略)</p>

改定後	現行
iv) (略)	iv) (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)